

# 千葉県立習志野特別支援学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめ防止対策に関する基本方針

### 目的

この方針は、児童一人一人が安心・安全に学校生活を送ることができるように、全職員が当事者意識を持って、学校・保護者・地域及び関係機関とともにいじめ防止を組織的に行っていくために策定する。

### いじめの定義

「いじめ」とは、学校に在籍する児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

## 2 学校におけるいじめ防止対策のための組織

いじめ問題への組織的な取り組みを推進するため、校長のリーダーシップのもとに「いじめを許さない」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う。いじめ問題について組織的な取り組みを推進するため「いじめ防止対策委員会」を設置し、その委員会を中心として、全職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ防止対策に取り組む。

また、重大事案が発生した際には、「緊急対応会議」を設置する。

### (1) いじめ防止対策委員会の役割

- ①「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を行う中核として位置づける。
- ②いじめの相談・通報の窓口、情報の収集と記録、全職員が共有できるように発信する。
- ③いじめに関わる情報があったときには、緊急対応会議を開き、事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応の方針の決定、また、保護者や関係機関との連携という対応を組織的に実施する。

### (2) いじめ防止対策委員会の構成

校長、教頭、教務主任、学部主事、生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

### 3 いじめ防止について

いじめ防止対策の基本は、「未然防止」「早期発見」「早期対応」である。教職員が日常的に、「いじめ」に対して意識を高く持ち、児童への指導・支援に当たることが大切である。

#### 未然防止

「いじめはどの学級・学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、いじめを生まない土壌づくりを未然防止の第一歩として取り組んでいく。

##### (1) 日常的な教職員の姿勢

いじめに限らず、子どもの小さな変化やSOSのサインを見逃さないことが重要である。そのためには教職員の気づきがポイントになる。いつもと違うなどと感じたら、その要因を探ろうとする日々のかかわりが大切である。

##### (2) 豊かな人間関係を築く

主体的な活動等を通して、お互いに協力したり、助け合ったりする中で、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う自己有用感を感じ取れる取り組みを心がける。

##### (3) 他者の気持ちに気づく

子どもたちが、他者の気持ち(優しい気持ち・頑張る気持ち等)や痛みを汲み取れるようになるための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くことができるようにする。

##### (4) 教職員の温かい言葉がけの重視

授業をはじめ学校生活(学級、学年、学校行事等)のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う中で、「認められた」「人の役に立った」という経験ができるようにする。

## 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、子どもたちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、教職員間で情報を共有し、保護者や関係機関と連携して情報を収集する。

### (1) 日々の観察

授業の中だけでなく、休み時間や昼休みなど学校生活全体を通じて子どもたちの様子に目を配る。日々の観察を丁寧に継続してこそ見えてくる子どもの小さな変化に気付くことが可能になる。

### (2) 観察のポイント

コミュニケーション能力や社会性に課題がある子どもの場合、ちょっとした行為や気持ちのすれ違いが大きな誤解を生み、トラブルとなることがよくある。子どもによってはこれをいじめと認識することがある。場合によっては、このトラブルがいじめのきっかけになりかねないため、日頃から子ども一人一人の行動特性や認知特性を把握しておき、誤解や思い込みなどが起こらないよう、早め早めに対処することが大切である。いじめは教職員の見ていないところ、気づかないところで発生することが多い。そのため、日頃から、一人一人の子どもとのコミュニケーションを取り、小さな変化にも早めに気づけるようにしておく。

### (3) 教育相談

いじめに限らず、子どもや保護者がいつでも安心して相談できる環境を作る。また、定期的に個別に話を聞く期間を設定する。

### (4) いじめ実態調査

いじめを含めた学校生活や友人関係に関する聞き取りを、保護者会や個人面談等で行う。聞き取りのできる児童については、定期的に話を聞く機会を設け、状況について把握する。

## 早期対応

問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応する。いじめの再発を防止するため日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。そしていじめられた児童・知らせた児童を守り通すという意識を持って取り組む。

### (1) いじめ発見

いじめを認知した教職員は、直ちにいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行う。また、学級担任、生徒指導担当に連絡し、生徒指導担当から主事、管理職に報告する。

### (2) 正確な事実確認

- ①関係者個々に聞き取りを行い、記録する。
- ②関係教職員と正確に情報を共有し合う。
- ③一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。
- ④事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経緯や心情などを聞き取るとともに周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。

### (3) 指導体制、方針の決定

- ①事実確認後、早急に「いじめ防止対策委員会」を招集し方針を決定する。
- ②指導のねらいを明確にすること。
- ③全職員で共通理解すること。
- ④対応する教職員の役割分担を明確にすること。
- ⑤教育委員会、保護者、地域、関係諸機関との連携を図ること。

### (4) 児童への指導・支援

- ①被害児童のケア
  - ・安全の確保を図る。
  - ・被害児童に寄り添い支える体制作り
  - ・落ち着いた学習に取り組める環境の確保
  - ・継続的な被害児童との面談や情報の収集

## ②加害児童への指導

- ・自らの行為を理解させ、責任を自覚させる。
- ・加害児童の心理的背景の理解に努める。
- ・好ましい人間関係の構築
- ・継続的な観察と情報の収集

## (5) 保護者への対応・支援（被害、加害両保護者へ）

- ①事実関係を正確に伝える。
- ②学校の対応や指導方針を伝える。
- ③解決するための協力を依頼
- ④関係機関や専門機関との連携のあり方

## (6) その他

- ⑤当事者以外の児童への指導・支援
- ⑥教職員の研修
- ⑦日常的な関係機関との連携

# いじめを認知した場合の対応の基本的な流れ

